

令和 7 年 1 月 15 日

長久手市子育て支援センター 自然災害等発生時における休館基準

(1) 長久手市に暴風警報・暴風雪警報および特別警報が発令された場合

警報及び特別警報発令時および解除時の対応	
暴風警報・暴風雪警報および大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報が午前 6 時現在発令されている場合	警報が解除されるまで休館します。 ただし、正午までに解除された場合は、解除から 2 時間後に開館します。
正午までに解除されない場合	休館します。
開館中に発令された場合	速やかにご帰宅いただきます。

※時間経過とともに安全確保が難しくなると予想される場合は、暴風警報、暴風雪警報、特別警報の発令を待たず休館とし、早めにご帰宅いただきます。

※暴風警報、暴風雪警報および特別警報については、「長久手市」に発令された場合となります。

※来館される皆様の安全を確保するため、上記対応に限らず、休館したり早めにご帰宅いただいたりすることがあります。

(2) 地震

震度 5 弱以上の地震が発生した場合	地震発生当日は休館します。
震度 5 弱以上の地震が開館中に発生した場合	休館します。 来館されている方の安全を確認後、速やかにご帰宅いただきます。

(3) 南海トラフ地震

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	休館の場合は、災害対策本部の判断に従い対応します。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	休館の場合は、災害対策本部の判断に従い対応します。